

住民主体の生活支援サービスマニュアル 第6巻〈お詫びと訂正〉

本書は全国社会福祉協議会の発行物で、全国移動ネットが執筆を担当しましたが、一部に誤解を招く表現があったことがわかりました。新総合事業における「補助（助成）」は間接経費である、という前提のほか、訪問型サービスDには2種類の類型があり、補助対象経費が異なるという点です。申し訳ありませんが、以下のとおり訂正をお願いいたします。

・p22 下から6行目 「車両購入費も対象可能。」

→「通所型サービスBや一般介護予防事業の通いの場などへの送迎の場合は、車両購入費も対象とすることが可能。」

・p77 1行目 「また、厚生労働省は、対象経費として基本的に排除する経費はなく、立ち上げ支援もできる（車両購入費含む）としています。ただし、一回あたりの利用者負担額を直接軽減したり、運転ボランティアの一回あたりの活動手当等に充てているとわかる形で補助することは想定外とされています。ガソリン代も運行経費そのものであるため対象となりません。」

↓

「また、厚生労働省は、介護予防・生活支援サービス事業を補助（助成）の方法で実施する場合、立ち上げ支援もできるとしています。「通院等」の場合は、移送前後の付添支援が対象とされているため、車両購入費は対象外ですが、通所型サービスや通いの場の送迎であれば、車両購入費や車両維持費も、自治体の判断で補助の対象とすることが可能です。補助の額や設定方法は自治体の裁量にゆだねられています。」

ただし、一回あたりの利用者負担額を直接軽減したり、運転ボランティアの一回あたりの活動手当等に充てていると分かる形で補助することは想定外とされています。」